

一般財団法人省エネルギーセンター 専務理事選任理由

(法人の使命、ミッション)

当センターは、我が国内外の省エネ推進を本旨とする社会的貢献に重点を置いた機関。

当該ポストは、以下の業務を行う。

- ① 法令及び本財団定款の定めにより、会長を補佐し理事会を構成して事業、予算及び人事等を総括する役割。
- ② 経営方針を立案するとともに、全体の業務に関する総合調整。
- ③ 財団の業務を掌握し、職員を指揮監督・指導して業務を推進。
- ④ 経済産業省等関係省庁その他関係団体との折衝を統括。
- ⑤ 理事会・評議員会・運営諮問委員会等の運営を統括。
- ⑥ 組織の内部統制・コンプライアンスを指揮監督・指導。

以上を行うためには、マネジメント能力、折衝能力、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）並びに省エネ技術に関する十分な知見、豊富な経験、高潔性及びリーダーシップが不可欠である。

(選考プロセス)

平成30年4月13日から5月11日までの間行った役員公募をもとに第三者を含む委員による役員候補者選考委員会において奥村和夫氏を、評議員会に推薦することが適当と判断された。6月26日の評議員会においてこの推薦を踏まえ審議し、選任決議を行った。その後、省エネ法第27条に基づき、経済産業大臣の認可を受けた。

(選任理由)

奥村和夫氏は、経済産業省及び当センターにおける業務経験等を通じて、上記の当該ポストに必要な能力及び資質を十分に備えており、適任者と判断された。

一般財団法人省エネルギーセンター
常務理事（総務等担当）選任理由

（法人の使命、ミッション）

当センターは、我が国内外の省エネ推進を本旨とする社会的貢献に重点を置いた機関。

当該ポストは、

- ① 本部、支部全体の組織運営・労務管理、予算・決算などを統括するため、マネジメント能力、渉外交渉能力及びリーダーシップが必要。
- ② エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づく業務等を執行しているところから、同法令及び省エネ技術に関する十分な知見と豊富な経験が必要。
- ③ 国際協力事業を分掌するところから省エネに係る国際協力の業務経験並びに折衝能力が必要。

（選考プロセス）

平成30年4月13日から5月11日までの間行った役員公募をもとに第三者を含む委員による役員候補者選考委員会において島 昌英氏を、評議員会に推薦することが適当と判断された。6月26日の評議員会においてこの推薦を踏まえ審議し、選任決議を行った。その後、省エネ法第27条に基づき、経済産業大臣の認可を受けた。

（選任理由）

島 昌英氏は、経済産業省、NEDO省エネルギー部及び当センターにおける業務経験等を通じて、上記の当該ポストに必要な能力及び資質を十分に備えており、適任者と判断された。